

(別紙)

日本放送協会定款変更 新旧対照表

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
(業務) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 本協会は、第1項第1号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。 <u>次項において同じ。</u> ）が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力を <u>する</u> 。 5 本協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は <u>基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じる。</u> 6 本協会は、第1項第1号又は第2号の業務を行うに当たっては、 <u>当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が放送法第4条第2項の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努める。</u> <u>7・8</u> (略) 9 本協会は、第2項第2号又は第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受ける。これを変更しようとするときも、同様とする。 一～五 (略) 六 第12項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項 七 前号の規定による評価の結果も踏まえた <u>第14項</u> の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項 八 (略) <u>10</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第9項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。 <u>11</u> 本協会は、 <u>第9項</u> の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。 <u>12</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第9項</u> の認可を受けた実施基準に基づき、 <u>放送法第20条第16項</u> に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当	(業務) 第4条 (同左) 2・3 (同左) 4 本協会は、第1項第1号又は第2号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、 <u>他の放送事業者が放送法第4条第2項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力を</u> <u>するよう努める。</u> (新設) (新設) <u>5・6</u> (同左) <u>7</u> (同左) 一～五 (同左) 六 第10項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項 七 前号の規定による評価の結果も踏まえた <u>第12項</u> の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項 八 (同左) <u>8</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第7項</u> の認可を受けた実施基準に定めるところに従う。 <u>9</u> 本協会は、 <u>第7項</u> の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表する。 <u>10</u> 本協会は、インターネット活用業務を行うに当たっては、 <u>第7項</u> の認可を受けた実施基準に基づき、 <u>放送法第20条第14項</u> に基づく総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当

該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>13</u> (略) <u>14</u> (略) (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～ス (略) セ <u>第4条第9項</u>に規定する実施基準及び<u>同条第12項</u>に規定する実施計画 ソ～ナ (略) ニ <u>第4条第8項</u>の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更 ヌ <u>第4条第8項</u>の総務大臣の認可を受けて行う業務 ネ～フ (略) 二 (略) 2～4 (略) 第54条 本協会は、<u>第4条第7項</u>の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。 2～4 (略) 附 則 この定款は、<u>放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）附則第1条第2号</u>に掲げる規定の施行の日から施行する。	該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表する。これを変更しようとするときも、同様とする。 <u>11</u> (同左) <u>12</u> (同左) (経営委員会の権限等) 第15条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 一 次に掲げる事項の議決 ア～ス (同左) セ <u>第4条第7項</u>に規定する実施基準及び<u>同条第10項</u>に規定する実施計画 ソ～ナ (同左) ニ <u>第4条第6項</u>の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更 ヌ <u>第4条第6項</u>の総務大臣の認可を受けて行う業務 ネ～フ (同左) 二 (同左) 2～4 (同左) 第54条 本協会は、<u>第4条第5項</u>の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（前条第2項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があるときは、本協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園を除く。第3項において同じ。）に対し、別途定める基準及び方法に従って、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求める。 2～4 (同左) 附 則 この定款は、<u>放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）附則第1条</u>に掲げる規定の施行の日から施行する。
--	--